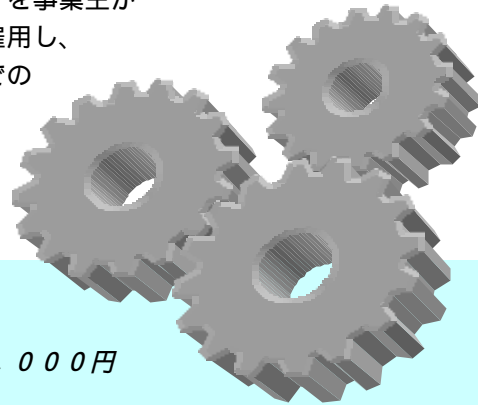


若年者安定雇用促進奨励金

ハローワークが推薦・紹介する若年者（30歳未満の求職者）を事業主が短期間（原則3ヶ月ですが、1ヶ月又は2ヶ月の実施も可能）雇用し、その間、業務遂行に必要な指導のほか必要に応じて、事業所内での研修、専修学校等外部の教育機関での教育訓練等、若年者の能力開発を行っていただきます。

トライアル雇用を実施する事業主には下記の奨励金が支給されます。



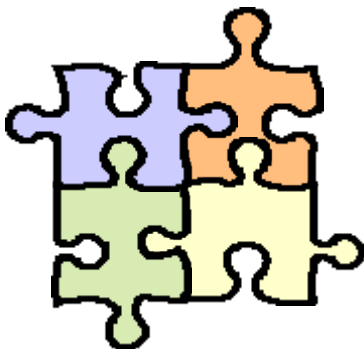
1. トライアル雇用を実施する若年者1人につき、1ヶ月あたり
50,000円

ただし、トライアル中の賃金が10万円未満の場合は、月額給与の2分の1相当の支給

2. トライアル雇用中に教育訓練等を行った場合は、外部の教育機関・講師に支払った費用、教材購入に要した費用が支給されます
上限60,000円

トライアル雇用開始後、トライアル雇用中の措置について、「**若年者トライアル雇用活用計画書**」を提出いただきます。計画書には、トライアル雇用中に実施する措置の内容（どのような指導・訓練を実施するのか）、本採用のための要件（どのくらいの業務遂行が可能であれば本採用できるか）を記入いただき、若年者の同意を得た上で、ハローワークに提出していただきます。

留意事項



トライアル雇用の実施は、事業所に本採用を義務づけるものではありません。本採用するかどうかは、トライアル雇用中の若年者の働きにかかっています。事業所の方には若年者の能力を引き出すような指導をしていただくようお願いしますが、どうしても能力等において無理な場合は、トライアル雇用だけで終了してもかまいません。

支給対象外となる事業所

- 過去6ヶ月の間に労働者の解雇を行った場合
- 過去3年以内に雇用したことがある若年者を再び雇用する場合
- 労働保険料を過去2年を超えて滞納している事業主の場合
- 過去3年以内に助成金の不正受給があった事業主

